

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第840号 平成26年11月25日

性別への揺らぎ

肉体的な性別に違和感を持ち、学校に相談している児童生徒が少なくない事が、文部科学省が実施した「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」の結果明らかになっています。

この調査は、全国約3万7千校の小、中、高、特別支援学校(児童生徒数計約1300万人)を対象に、昨年4月から12月の間に実施されたもので、児童生徒のプライバシーを配慮しつつ、学校が把握する事例について対応や課題について調査したものです。

その結果は、自分の性の悩みに関して、学校側に何らかの形で相談した児童生徒数は606人となっています。この人数は、必ずしも学校における性同一性障害の実数を表しているものではないと思いますが、決して少ない数字とはいえません。

戸籍法第49条では、出生届に「子の男女の別」を記載するよう定められていますが、ここでいう「男女の別」は生物学的上の性別という事になります。昔は、子どもが生まれた時に産婦人科医から「男(女)のお子さんでした」と告げられて初めて性別がわかったものですが、最近は、生まれる前から性別が分かっしまい、その意味では喜びも半減というところですよ。

世の中には、この生物学上の性別に違和感を持つ人が少なからず存在します。そして、このような人(性同一性障害者)の法律上の性別の取り扱いについて特例を定めるために、平成15年7月、「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」が制定されています。

この法律では、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者」で、二人以上の専門医の診断が一致している場合に、その人を法律上の「性同一性障害者」とし(第2条)、一定の手続きの下で戸籍上の性別を変更する事が出来るとしています。

また、「性同一性障害者特例法」では、性別の取り扱いの変更は、その者が20歳以上である事を条件としています。それは、民法で満20歳が成人とされているという事もありますが、何よりも、性別の変更はその人の人生を変える重大なものであり、その判断に当たっては慎重を期すべきとの考えによるものと思います。

こうした中、今回の文部科学省の調査によって、児童生徒の中に自分の性に対し

て悩みを抱えている子が少なからず存在する事が明らかになった事は、重要だと思えます。

今回の調査においては、学校に相談した606人の内62.2%の児童生徒は、学校側で何らかの配慮があったと回答している一方、37.6%の児童生徒は、学校側から何ら配慮がされなかったと回答しており、学校によって取り組みに大きな差がある事も明らかとなりました。

また、特別の配慮をしている学校での具体例としては、トイレ、更衣室等のように他の施設で代替可能なものが多く、授業や部活動で配慮している例は非常に少ないというのが現状のようです。

服装についても、戸籍上女子の場合は比較的弾力的に対応されているようですが、戸籍上男子の場合は、女性の制服の着用を認めるケースは非常に少ないのが現状です。

また、中には、自分の抱えている悩みが他の生徒等に知られたくないと考えている児童生徒もあり、そうした場合には特段の配慮をしない事が配慮となる場合もあるようで、そういう意味では、本人に寄り添った、慎重で柔軟な対応が必要とされます。

作家の山崎ナオコーラさんは、性別によって分けられる事に、子どもの頃から違和感があったといいます。それは、「自分らしさがあらかじめ決められているように感じるから（9月8日付朝日新聞から）」と述べていますが、自己の性に対する違和感、アイデンティティの確立にとっても非常に重要な問題だと思えます。

「性同一性障害者」の存在について知られるようになって来たとはいえ、「性同一性障害」に対する社会的な理解が深まっているようには感じられません。

弁護士で前「性同一性障害学会」理事長の大島俊之氏は「米国等は各州が性同一性障害への差別を禁止している。日本も、法整備を検討する等、悩んでいる子どもに『自分の存在を恥じる必要はない』というメッセージを出して行く事が大事だ（6月14日付北海道新聞から）」と述べていますが、そうした点では、日本はまだまだ遅れているといえそうです。

前述の山崎さんは、「決して、男女の区別をなくすことを望んでいるのではなくて、私のように区別に馴染めない人もいるんだという事に気付いてくれるだけで救われる（9月8日付朝日新聞から）」と述べています。

まず知る事、知ろうと努力する事、それが、全ての始まりだと思えます。

（塾頭：吉田 洋一）